

第 7 1 6 回 農 地 部 会 議 事 録

開 催 日 時	平成28年9月5日(月) 午後3時00分から		
開 催 場 所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室		
出 席 委 員	楠瀬 裕久 ・ 西野 幸一 ・ 森本 常喜(第6号議案説明途中から出席) ・ 横山 桂一 加藤 孝幸 ・ 田内 正博 ・ 成岡 三男 ・ 鍋島 義信 ・ 平田 文彦 ・ 山崎 茂盛 澤本 和男 ・ 宮田 義久 ・ 中山 忠明 ・ 前田 貴美雄 ・ 宇賀 巖 ・ 氏原 嗣志 島田 研一(第1号議案説明途中から出席) ・ 上田 博 ・ 久保 壽美男 以上19名		
欠 席 委 員	竹内 義昭		以上1名
部会外出席委員	会長 門田 博文 ・ 会長職務代理者 大野 哲		以上2名
事務局出席者	吉良事務局長 ・ 岩崎次長 ・ (農地係) 榮枝管理主幹 ・ 野中主任 ・ 宮地主査 (農政振興係) 堀内係長 ・ 嶋崎主査		以上7名
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第3条の3第1項の規定による届出申請の件 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第5号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件 第6号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第7号議案 非農地証明願の件 議案外(報告) ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・ 農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件 ・ 農業経営基盤強化促進法の計画取消・取下・訂正処理の件		
備 考〔添付書類〕	○第716回農地部会議案書 ○現地案内図 ○農用地利用配分計画の認可について ○要望項目の作成原案について ○「意見の提出」に向けての今後のスケジュール(予定) ○平成28年度今後のスケジュール(案)		

開 議 会 長	(農地部会長中山忠明が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時00分)) ただいまより第716回農地部会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。竹内義昭委員、以上1名の委員より欠席の届出が参っております。島田研一委員からは、遅れるとの連絡が入っております。森本常喜委員とは連絡が取れておりません。部会委員総数20名中、出席委員数17名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第22条4項に基づき、本日の農地部会が成立することを、ご報告いたします。
常設審議委員会報告 議 長 門田会長	県農業委員会ネットワーク機構の常設審議委員会について、門田会長より報告をお願いします。 それでは報告させていただきます。高知市農業委員会より、農地の転用及び転用のための権利異動の許可申請を県に送付したく、8月29日午後1時30分、土地改良会館4階会議室において開催された第5回常設審議委員会に諮問した案件が1件ありました。その1案件について、審議をした結果、許可相当として答申いたしました。内訳を説明いたしますと、第5条関係でございますが、申請の土地は春野町西分、1,157㎡、転用目的は露天駐車場でございます。以上で報告を終わります。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	ありがとうございました。次に、議事録署名委員の選任につきましては部会長より指名いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) ありがとうございます。それでは指名いたします。署名委員は、田内正博委員と宮田義久委員の2名にお願いいたします。
議 議 長 野中主任	只今から議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 今月は継続審議の案件を含め、全体で5件の申請が出されております。議案書は2ページをお開きください。 案件1は、池、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、1,295㎡を、譲受人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は、所有する農地を全て耕作又は保全管理をし

ており、今回の申請地では柿を耕作する予定であるとのこと。

なお、譲受人は南国市、香南市、須崎市、四万十町、中土佐町にも農地を所有しており、その耕作状況について確認しましたところ、全て耕作又は保全管理がされているとのこと。

また、譲受人は現在、トラクター等 11 台の大農機具を所有しており、本人の他、妻も農業に従事しており、他に 5 名を臨時雇用しているため、効率的な利用ができるとのこと。

申請地では、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従って営農するため、周囲への影響は特にないと考えるとのこと。

案件 2 は、先月以前からの継続審議案件となっております。現地案内図は、No. 2 をご覧下さい。ピンクに塗ったところが申請地です。

本案件は 5 月に開催しました第 712 回農地部会において、現地が耕作できる状況であると判断されず、それ以降も現地が耕作できる状態になっていないため、継続審議となっているものです。

申請者には、部会の結果を伝え、現地を耕作できる状態にするよう指導をしておりますが、現地の草刈等を行ったという連絡は本日までに入っておりません。

続きまして、案件 3 は、大津乙、市街化調整区域、田、149 m²外 2 筆、合計 662 m²を、譲渡人の希望による経営拡大により、所有権を移転するという申請です。現地案内図は No. 3 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有及び借入する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのこと。

農機具については、トラクター他 4 台の農機具を所有しているとのこと。

譲受人は農作業の経験があり、他に父母が農作業に従事しているため、効率的な利用ができるとのこと。

周辺農地への影響については、これまでと同様の耕作をするため、特に影響がないと考えるとのこと。

案件 4 は、春野町弘岡中、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、533m²を譲受人の希望により経営拡大のため、所有権を移転するという行政書士による双方代理申請です。現地案内図は No. 4 をご覧ください。ピンクに塗っているところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻及び白菜、大根、イモ類を耕作する予定であるとのこと。

農機具についてはトラクター等 7 台の大農機具を所有しているとのこと。

譲受人は農作業の経験があり、息子も農業に従事しているため効率的な利用ができ

ることです。

周辺農地への影響については、周辺と同様の耕作を予定しているため、特に影響はないと考えるとのこと。

なお、申請地には通行を目的とした地役権が設定されておりますが、権利者から本件申請に係る同意書が添付されております。

続きまして案件5は、春野町森山、市街化調整区域、田、346㎡外2筆、合計983㎡を譲受人の希望により贈与のため、所有権を移転するという行政書士による双方代理申請です。現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗っているところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのこと。

農機具については、耕運機等2台の大農機具を所有しているとのこと。

譲受人は農作業の経験があり、譲渡人である夫も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのこと。

周辺農地への影響については、周辺と同様の耕作を予定しているため、特に影響はないと考えるとのこと。

以上、継続審議案件を除く、案件1及び案件3から5については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

また、案件2については、現地が耕作できる状態であると判断されれば、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、現地については地元委員に確認いただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

議長 第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず、第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いいたします。

成岡委員 案件1については、地元委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。

議長 ありがとうございます。次に、第三事前審査会の宮田副委員長より報告をお願いします。

宮田委員 案件2については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、現地は以前と変わりなく、耕作できる状態であると判断できなかったため、継続審議が妥当であると認めました。案件3については、地元委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。

議長 最後に第四事前審査会の上田委員長より報告をお願いします。

上田委員	案件4と5については、現地の委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に移ります。まず、継続審議の案件2について審議をお願いいたします。案件2については、先程の事前審査会の報告では、現地が耕作できる状態であると判断できないため、継続審議が妥当であるということでしたが、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がなければ、審議を終わります。案件2については、申請者に現地を耕作できる状態にするよう指導した上、次回事前審査会で現地を確認し、部会で審議することとし、保留することに決定しますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	案件2については、申請者に現地を耕作できる状態にするよう指導した上、次回事前審査会で現地を確認し、部会で審議することとし、保留することに決定します。 続きまして、案件1と、案件3から案件5について、審議をお願いいたします。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がなければ、審議を終わります。それでは、案件1と、案件3から案件5については、許可することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。
委員	(異議なし)
議長	案件1、案件3から案件5につきましては、許可することに決定いたします。 続きまして、第2号議案、農地法第3条の3第1項の規定による届出申請の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
野中主任	今月は全体で2件の申請が出されております。議案書は5ページから6ページをご覧ください。 案件1は、介良乙、市街化調整区域、田、998㎡外12筆、合計8,784.13㎡を、平成27年6月14日相続により所有権を取得したことの届出です。 現在、届出人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことでした。 案件2は、第6号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画の件の案件11と12との関連案件となっておりますので、そちらを先にご説明いたします。議案書は20ページをご覧ください。 案件11と12は、借人が同一の案件となっております。案件11は、春野町西畑、田、942㎡他2筆、合計1,249㎡を、案件12は、春野町西畑、田、1,584㎡のうち1,526㎡を、いずれも平成28年10月1日から平成29年9月30日までの1年間貸すという賃借権の新

	規設定です。なお、借人の経営面積につきましては、これから説明いたします第2号議案の相続により取得する面積となっております。 それでは、第2号議案に戻ります。議案書は6ページをご覧ください。 案件2は、春野町西畑，市街化調整区域，田，99㎡他2筆，合計2,294㎡を，平成26年12月18日相続により所有権を取得したことの届出です。現地は届出人が耕作しており，あっせんの希望はないとのこと。 なお，全ての案件につきまして，相続登記が済んだことを事務局で確認しております。 以上で第2号議案の説明を終わります。
議 長	第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず第三事前審査会の宮田副委員長より報告をお願いします。
宮田委員	案件1については，受理相当と認めました。
議 長	次に第四事前審査会上田委員長より報告をお願いいたします。
上田委員	案件2については，受理相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見，ご質問がございましたらお願いします。
委 員	(意見，質問なし)
議 長	ご意見，ご質問がないようでしたら審議を終わります。第2号議案については，受理することに決定しますが，ご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは第2号議案について，受理することに決定します。 続きまして第3号議案，農地法第4条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
野中主任	今月は，全体で1件の申請が出されております。議案書は8ページをご覧ください。 案件1は，春野町弘岡中，市街化調整区域，田，934㎡を太陽光発電施設に転用するという申請です。現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。 農地の種別につきましては，甲種，第1種，第3種のいずれの要件にも該当しないため，第2種農地と判断しています。 事業計画書によりますと，申請地を選んだ理由としては，申請者の世帯は昭和36年に離農しており，今後営農を再開する予定が無いこと，また，申請地の近隣に居住しているため転用後の管理がしやすいこと，また，申請地以外の農地については農用地区域の除外及び転用が不可能であるためとのことです。

申請地の利用計画としては、造成は行わず、転圧による整地のみを行ったうえで平置き型太陽光発電設備を設置する計画となっています。

被害防除計画としては、申請地全面に防草シートを敷設し、周辺農地に雑草被害が及ばないようにするとともに、太陽光発電設備から発生する影が冬期においても隣接農地にかからないよう、隣接地との間に約1.5mの緩衝地帯を設けることに加え、隣接地との間には防護柵を設けるとのことです。なお、申請地西側及び北東側に隣接する地権者からの同意書と、申請地東側及び北側の農地の地権者から同意書の添付がないことについての理由書が添付されております。理由書によれば農振除外の際に同意がもらえなかったことから、今回も同意書をお願いすることができなかったとのことです。

排水については雨水のみで、自然浸透させるとのことです。

他法令については、平成28年7月26日付けで、農振法に基づく農用地区域の除外手続きが完了しております。また、太陽光発電設備に係る経済産業省の設備認定通知書及び電気事業者への電力受給申込書の写しも添付されております。

なお、現地に繁茂している雑草については、許可があり次第、草刈を行う予定であるとのことです。

以上で、第3号議案の説明を終わります。

議 長 第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いします。

上田委員 案件1については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。

議 長 事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入りますが、前田貴美雄委員が利害関係者となっておりますので退室願います。

(前田委員退室)

議 長 それでは本案件につきまして、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

上田委員 この件につきまして、事務局より説明がありましたが、前田委員のほうから、現地に雑草が繁茂しているため、許可後ということではなく、早めに草刈をしてもらえないだろうか、という話がありました。本案件が許可になることに反対するとかいう話ではなく、許可相当であるけれども、草刈をしてもらいたいとのことでした。

議 長 はい。事務局のほうから申請者に伝えてもらいます。他にご意見、ご質問はありませんか。

委 員 (意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。案件1につきましては、

委員 議長	許可相当として県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	案件1につきましては、許可相当として県知事に送付することに決定いたします。
	審議が終わりました。前田委員は席にお戻りください。
	(前田委員入室、着席)
榮枝管理主幹	先程の草刈の件ですが、事務局のほうから申請者に確認しまして、9月17日までに草刈を行うとのご連絡をいただきましたので、ご報告させていただきます。
議長	続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
野中主任	今月は全体で2件の申請が出されております。議案書は10ページをご覧ください。 案件1は、高知市税務管理課の公売による農地の所有権移転案件となります。6月6日に開催しました第713回農地部会において、本案件の譲受人に買受適格証明を交付することについて追認をいただきましたが、その後、譲受人が申請地を落札したため、今回の5条申請となったものです。 大津乙、市街化調整区域、登記地目畑、現況宅地、26㎡について、住宅用地の一部に転用するものです。なお、現地は転用済となっておりますが、転用を行ったのはもとの所有者であり申請者ではないことから、始末書の提出は受けておりません。 なお、申請地は3名の共有となっております。また、公売による農地の取得のため、譲受人からの単独申請となっております。 現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクで塗った所が申請地です。 農地の種別につきましては、甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しています。 事業計画書によりますと、申請地は譲受人の自宅と隣接しており、自宅と申請地との間に境界塀等もなく、既に舗装もされていることから、一体的に利用するには最適であると考えたとのことでした。 申請地の利用計画については、現況は変えずに隣接する譲受人の住宅用地と一体利用する申請となっております。また進入路については、申請地及び譲受人の住宅用地が南側市道に既に十分な間口で接道していることから、新たに設けないことになっております。 被害防除計画としましては、排水は雨水のみであり、申請地南側の道路側溝に排水する計画となっております。周囲への影響はないとのことでした。 添付書類としましては、申請地についての改良区の意見書等、必要書類が添付されております。

他法令につきまして、農振法関係では、農用地区域外となっております。

都市計画法では、開発許可については必要ないことを高知市都市計画課に確認しております。

排水同意については、現地が既に転用済みであり、水の流れに変更が生じないため不要であることを高知市耕地課に確認済みです。

土木委員の意見については、現地が宅地となっていることから、問題なしとの意見をいただいております。

案件2は、春野町東諸木、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、841㎡他1筆、合計899㎡を露天駐車場に転用するという、行政書士による双方代理申請です。現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。

農地の種別につきましては、甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しています。

事業計画によりますと、申請地を選んだ理由としましては、申請者は観光バス事業及びスクールバス事業を営んでおり、現在保有しているバスは8台で、1台増車予定とのことですが、現在使用している駐車場が満車状態となっているため、洗車や点検作業がままならないことと、現在の車庫の老朽化に伴う修復時や不慮の災害時にバスの移動先がないことに加え、県や市のスクールバスを預かる必要があるため、早急に駐車場を確保する必要があるとのことです。

申請地は、事業所から30mの距離にあることと、バスの駐車場としての規模的要件を満たしているため選定したとのことです。なお、本件申請の許可が得られた場合、現在の駐車場には増車予定の1台を含めた9台の内、3台を保管し、洗車、点検スペースを確保し、残り6台を申請地に保管する予定とのことです。

申請地では造成は行わず、土均しを行い、碎石を敷き詰めて駐車場に転用する計画となっております。進入路については、申請地北側の市道から進入する計画です。

申請地の北は市道に接しており、南側は法定外公共物の農道及び水路に接しており、西側は雑種地に接しています。東側は田及び畑となっているため、被害防除計画として、畝を設け雨水が農地に流入しないようにするとのことです。東側農地の所有者の同意書は添付されています。

排水については、露天駐車場であるため雨水のみであり、申請地の南北にある既存水路に勾配をとりますが、ほとんどは自然浸透となるため、排水同意書の添付はありません。

他法令につきましては、農振法関係では平成28年7月26日付けで農用地区域からの除外について、高知市から通知を受けていることを事務局で確認しています。また、

	地元土木委員から、転用には反対ではないが、申請地北側に隣接する法定外公共物の水路が、現在、土砂による閉塞が頻繁に発生しているため、本件転用によって状況が悪化しないように配慮するよう、申請者に求めることができないだろうかとの意見を受けています。申請者に対して、事務局より土木委員の意見を伝えたところ、申請者からは、水路への配慮については今後土木委員と協議していきたいとの意向を確認しています。 以上で第4号議案の説明を終わります。
議 長	第4号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。第三事前審査会の宮田副委員長から報告をお願いいたします。
宮田委員	案件1について、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	ありがとうございました。次に第四事前審査会の上田委員長より報告をお願いいたします。
上田委員	案件2について、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。第4号議案につきましては、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	第4号議案については、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。 次に、第5号議案、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
野中主任	今月は全体で1件の申請が出されております。議案書は12ページをご覧ください。又、現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクで塗ったところが申請地です。 案件1は、高須砂地、684㎡のうち587.90㎡を、工事現場事務所等にするという内容で、平成27年9月28日付けで農地法第5条の規定による許可を受けた案件です。 今回の申請は、請負工事の工期延長のため、平成28年9月27日までの工事期間を平成28年10月31日まで延長するというものです。 申請地は北側が国土交通省の資材置場、東側は公衆用道路、西側は携帯用電話基地

	局及び国土交通省の資材置場、南側は田となっています。排水は雨水のみで自然浸透とし、仮設トイレは汲取式とし、営農に支障がないように注意するとのことでした。
	その他、転用申請後に法人の住所が変更になっていることを確認しています。
	以上で第5号議案の説明を終わります。
議 長	第5号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。第三事前審査会の宮田副委員長から報告をお願いいたします。
宮田委員	案件1について、審議した結果、変更を承認することは妥当であると認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。第5号議案につきましては、変更することは妥当であるとの意見を付して県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	第5号議案については、変更することは妥当であるとの意見を付して県知事に送付することに決定いたします。
	次に第6号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
野中主任	説明に入る前に議案書の訂正をお願いします。議案書17ページ、案件4の現況地目が田となっておりますが、正しくは畑です。また、議案書20ページの案件3の共有地1筆につきまして、現況が田になっておりますが、こちらも正しくは畑です。訂正をお願いいたします。
	また、これら項目の変更に合わせまして、利用権設定の総括表も訂正となります。議案書15ページの総括表をご覧ください。総括表の中に田と畑の内訳を記載しておりますが、こちらが変更となります。田が26筆、19,368㎡から、24筆、17,648㎡に、また、畑が6筆、1,816㎡から、8筆、3,536㎡に、それぞれ訂正となります。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。
	それでは、説明に移ります。今月は全体で13件の申請が出されております。内訳は、所有権の移転が2件、利用権の新規設定が6件、更新設定が4件、新規設定と更新設定の両方が含まれる案件が1件となっております。
	議案書は14ページをお開きください。
	1は所有権移転の総括です。今月は、所有権を移転する者、譲渡人が2人で延べ2人、所有権の移転を受ける者、譲受人が2人で延べ2人となっております。所有権移転

を行う土地の内訳は、畑が2筆、765 m²です。以下の表は、対象農地を地区別にまとめたものです。詳細については省略させていただきます。

それでは初めに、所有権移転の案件を説明いたします。議案書は17ページをご覧ください。

案件2は、針木西、畑、115 m²を売買するという案件です。

平成28年6月21日に譲渡人より売りたいとの申し出がありまして、平成28年8月9日にJA高知市朝倉支所2階会議室において、地元委員及びJA高知市朝倉支所長の立会いのもと話がまとまったものです。

続きまして案件5は、長浜、畑、650 m²を売買するというものです。

平成28年4月27日に譲渡人より売りたいとの申出がありまして、平成28年8月10日にJA高知市長浜支所1階会議室で、地元委員とJA職員の立会いのもと話がまとまったものです。

続きまして、議案書は15ページにお戻りください。利用権設定についての総括を掲載しております。

1が、利用権設定の総括表です。今月は、利用権を設定する者、貸人が15人で延べ16人、利用権の設定を受ける者、借人が10人で延べ16人となっています。

土地の内訳は、田が24筆、17,648 m²、畑が8筆、3,536 m²です。

また、設定の内訳を見ますと、更新設定が15筆、12,799 m²、新規設定が17筆、8,385 m²となっています。

期間別に見ますと、3年未満が9筆、9,876 m²、3年から6年未満が15筆、9,351 m²、10年以上が8筆、1,957 m²となっています。

以下の表は、対象農地を地区別に表したものです。詳細については省略させていただきます。

それでは、利用権の新規設定の案件のみ説明いたします。議案書は16ページをご覧ください。

案件1は、議案外報告、農業経営基盤強化促進法の計画取消・取下・訂正処理の件との関連案件となっておりますので、そちらを先にご説明いたします。議案書は40ページから41ページにかけてご覧ください。

案件1は、平成28年5月24日付けで利用権設定の申出がされておりましたが、その後、賃借人死亡により取下がされたものです。本件は息子さんが後を継ぎ、再度申請することになりました。これにつきましては、これから農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件でご説明いたします。

それでは第6号議案に戻ります。議案書は16ページから17ページにかけてご覧く

ださい。

案件1は、宗安寺，登記地目畑，現況田，390㎡外5筆，合計1,076㎡を，平成28年10月1日から平成38年9月30日までの10年間貸すという，賃借権の新規設定です。

賃借人は農家台帳に登録がないため，耕作計画書が提出されております。耕作計画書によりますと，賃借人は5年程前から，病気の父親に代わって母と一緒に父が所有していた農地を耕作してきたとのことで，今回の申請については，賃借人に後継者がおらず田の管理に困っていたこと，及び，賃借人としても水稻の耕作面積を増やしたいと考えていたことから，賃借をすることにしたとのことです。

案件4は，神田，登記地目田，現況畑，1,914㎡のうち1,400㎡を平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間貸すという賃借権の新規設定です。

本案件の申請地は未相続地ですが，設定期間が5年以内であるため，相続権者の2分の1を超える同意があることを事務局にて確認しております。

また，借人は農家台帳に登録がないため，耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと，借人は以前，長浜に農地を借りて耕作していたとのことです，農地を返さないといけなくなり，新たに耕作する農地を探していたとのことで，今回の借入地では自家消費及び販売を目的として野菜を耕作し，今後は収穫量の増加及び経営拡大を図る予定であるとのことです。

続きまして，議案書19ページから20ページまたがります案件9は，春野町弘岡下，田，849㎡のうち807㎡他4筆，合計1,657㎡のうち1,615㎡を平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間貸すという賃借権の新規設定及び更新設定です。

案件10は，春野町東諸木，田，991㎡を，平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間貸すという賃借権の新規設定です。

案件11と12は，第2号議案の際に説明済みですので省略いたします。

続きまして，議案書20ページから21ページまたがります案件13は，春野町西畑，畑，320㎡他1筆，合計881㎡を，平成28年10月1日から平成38年9月30日までの10年間貸すという賃借権の新規設定です。

借人は農家台帳に登録がないため，耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によると，今回の申請地ではナスを耕作するとのことです。今後は，親族の所有する農地も加えて経営を拡大する意向であるとのことです。

以上，計画の内容は，経営面積・従事日数等，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

	全ての案件について、本日の農地部会で計画が妥当なものと決定されますと、平成28年10月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。 以上で、第6号議案の説明を終わります。
議 長	第6号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず、第一事前審査会の楠瀬委員より報告をお願いします。
楠瀬委員	案件1から3、妥当なものと認めました。
議 長	第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いします。
成岡委員	案件4と5について、妥当なものと認めました。
議 長	次に、第三事前審査会の宮田副委員長より報告をお願いします。
宮田委員	案件6と7については、妥当なものと認めました。
議 長	最後に、第四事前審査会の上田委員長より報告をお願いします。
上田委員	案件8から案件13については妥当なものと認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。第6号議案につきましては、妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	第6号議案については、妥当なものと決定いたします。 次に第7号議案、非農地証明願の件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
野中主任	議案書は23ページをお開きください。今月は7件の申請が出されております。それぞれの申請人及び土地の所在等については、議案書のとおりです。 地区の内訳は、議案書23ページから朝倉が2件、秦が1件、中央が1件、議案書は23ページから24ページにまたがりまして一宮が1件、高須が1件、議案書は25ページにまたがりまして春野が1件となっています。すべて地元委員の確認を得て、証明書を交付しております。追認をお願いします。
議 長	第7号議案の説明が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。第7号議案については、追認することにご異議はございませんか。
委 員	(異議なし)

議 長

ご異議ないようですので、第7号議案については追認することに決定いたします。
次に、議案外報告を事務局より一括してお願いします。

野中主任

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件。議案書は27ページをご覧ください。今月は、8件の届出が出されております。地区の内訳は、朝倉が1件、初月が1件、議案書は27ページから28ページにまたがりまして秦が3件、議案書28ページに移りまして鴨田が2件、中央が1件となっております。

全ての案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。

続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件。議案書は30ページをご覧ください。今月は14件の届出が出されております。地区の内訳は、議案書30ページから31ページにまたがりまして朝倉が3件、議案書は31ページから32ページにまたがりまして旭が3件、議案書は32ページから33ページにまたがりまして初月が1件、議案書は33ページに長浜が2件、一宮が2件、議案書は34ページに移りまして高須が1件、介良が1件、大津が1件となっております。

以上、全ての案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件。議案書は36ページをお開きください。今月は2件の合意解約の通知が出されております。地区の内訳は、鴨田が1件、春野が1件となっております。全ての案件につきまして、地元委員に合意解約に相違ないことを確認いただいております。

続きまして、農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件。議案書は38ページをお開きください。今月は農地法第5条許可申請に係る取下が1件あり、地区は鏡となっております。案件1は、平成23年11月29日付けで農地法第5条の許可をしておりましたが、申請地に係る売買が不成立となったとのことで、取消されたものです。

続きまして、議案書40ページから41ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法の計画取消・取下・訂正処理の件。今月は1件の取下があり、地区は朝倉となっております。内容につきましては第6号議案の際に説明をしましたので省略いたします。

以上で、議案外報告を終わります。

議 長

議案外の報告に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

委 員

(意見、質問なし)

議 長

ないようでしたら、議案外報告を終わります。次に、その他として、事務局から報告があります。

榮枝管理主幹

農用地利用配分計画の認可について、ご報告いたします。机上配布しております、農用地利用配分計画の認可について、と記載された用紙をご覧ください。

農地中間管理事業として、高知県農業公社が土地の所有者から農地を借り受ける利用権設定につきまして、5月の農地部会でご審議いただき、計画が妥当なものと決定されたことを受けまして、6月1日付けで高知市が公告した案件が2件、また、6月の農地部会でご審議いただき、計画が妥当なものと決定されたことを受けまして、7月1日付けで高知市が公告した案件が1件ございます。

6月1日付けで公告しました案件は、平成28年7月26日付けで、7月1日付けで公告しました案件は平成28年8月12日付けで県において認可され、全ての案件につきまして、部会で説明しました貸付予定者への貸付が開始された旨の通知が県からありました。以上で報告を終わります。

議長

それでは、この後、意見の提出について事務局より報告がありますが、その前に15時55分まで休憩とします。

(15時45分休憩)

(15時55分再開)

議長

それでは、時間になりましたので、会を再開いたします。意見の提出について、報告があります。事務局より報告願います。

堀内係長

8月26日の農政部会で、意見の提出要望項目の原案を作成しましたので、農地部会の委員の皆様には事前に送付させていただきました。お手元にない方はいらっしゃいませんか。

それでは、1ページから順にご覧ください。今年度は、市への要望10項目と国、県への要望事項の大きく2つに分けており、項目毎にまずその趣旨を述べ、続いて具体的な要望を箇条書きで記載しています。項目に関して主な変更部分は、「食育体験学習の推進について」のタイトルを、「学校教育における農作業の体験学習の推進について」に、「春野町仁ノ地区の『小松沼』排水対策について」を「春野町仁ノ地区の農用地の排水及び『小松沼』排水対策について」に、「農業委員会制度等の維持・強化について」を「農業委員会の体制の強化について」に変更しております。

また、市への要望事項であった「市街化区域内農地の固定資産税の軽減措置について」は都市農業振興基本法制定に伴い、「農業振興の施策について」の中に要望として入れております。

なお、「土地改良事業等地元分担金の軽減について」は、8月26日金曜日に開催しました農政部会において、タイトル及び内容について、土地改良事業ではなく赤線青線の改修に対する要望として見直しを、というご意見をいただいておりますが、資料

	には原案通り載せており、運営委員会で再度検討する予定です。 これから項目毎にご意見等をいただきたいと思いますのですが、原案の読み上げは省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。 その後、建議に替わる意見の提出の名称についてもご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。
議長	はい。それでは順番に進めていきたいと思います。 まず初めに、「1 農業振興の施策について」、何かご意見等ございませんか。
委員	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、次の項目に移りたいと思います。「2 学校教育における農作業の体験学習の推進について」に、何かご意見等ございませんでしょうか。
横山委員	(2)に講師謝金等の費用負担の改善を図ること、と書いてありますが、改善を図るとはどこまで図ることを指しているのでしょうか。講師を招いた時の一般的な謝金の額と同程度の額を求めることを指しているのか。そのあたりがはっきりしていないように思いますが。現実、今、謝金の額はいくらですか。
田内委員	謝金ですが、今、講師1名について1時間5千円です。最高2時間までで、どのくらい長くやっても1万円までということになります。費用についても、5千円までです。なので、一回につき、最高1万5千円までということになります。 しかし、農作業体験をするにも、肥料とか、苗等を購入したら5千円はオーバーしますし、農作業するにしても一人ではできないことも多いということで、もう少しなんとかならないものかと思います。
西野委員	(1)の農地の借り上げに係る費用負担はないですね。
田内委員	農地の借り上げ料は出ていません。
横山委員	費用負担の改善というのは、実費負担をしてほしいということではないですか。実費と言ったら、田んぼ一反作るなら、肥料いくら入れる、農薬いくら入れる、ということがあると思います。実際に費用が発生するわけです。農業体験においては、教育委員会に実費を負担してもらうのが普通だと思います。それ以上を出してほしいとか、自分達に対して日当を出してほしいとかいうことではなく。謝金については、どこから講師を呼ぶのであれば必要だと思いますが。学校教育において農業体験をさせるのであれば、教育委員会は実費を負担すべきではないでしょうか。2万円も3万円も費用がかかっているのに、5千円までしか出せないというのはおかしいと思います。
加藤委員	検討委員会を立ち上げて、とありますが、検討委員会には先程横山委員がおっしゃった、ベースとなるコストについても知っている人がメンバーにいないといけないと思います。全部ボランティア的にやるというのは無理がある、現場はこうですよ、と

	ということが分かった検討委員会でないといけないと思います。やはり、教育委員会も協力を得るためには、もう少し下地をしっかりと作らないといけないという意味を含めたいと思います。
横山委員	やはり誰でも、費用で何万円か掛かっているのに、5千円で我慢してほしいと言われたら、来年から協力できないとなるのが普通だと思います。それならば食育の推進にはならないので、実費負担への改善を要望すべきだと私は思います。
吉良事務局長	この話は、移動農業委員会の中でも出てきています。費用負担は5千円ですので、農地を貸すほうも負担をしながら協力しているというところがありまして、教育委員会ももう少し予算を付けて、農業者に負担が掛からないようにしてほしいという話の中から出てきたものです。今回の要望項目原案にある改善とは、会長にお尋ねしてみないと分かりませんが、例えば、実費はもっと掛かっているのに、それに近いような費用負担をお願いしたいという意味であるのではないかと思います。ただ、都市農業振興基本法の中には、農地の存在理由として、確かにこういう農業体験の場であるということも謳われています。なので、そういうことに利用するために、市のほうも努力が必要でないかと。それと、農地の借り上げの問題にしても、これも移動農業委員会の中で話に出ましたが、農地にも税金がかかっている、無償で農作業の体験学習に貸した場合、農業者としては収穫も上がらないのに税金だけ支払っているということになります。特に都市農業に絡む場所は税金が高いわけです。そこでお話したのは、学校が教育の場として事業を行う場合は、教育委員会を通じて市の資産税課に言えば、少なくとも固定資産税は減免されると思います。それも含めて、検討委員会を立ち上げてルールを決めたらいいと思います。そのことが(1)で述べられているのだと思います。
西野委員	初月地区の場合は、小学校に予算がついたら小学校も少し負担してくれるということと、サニーマートのほうが力を入れていますので、収穫した農産物を児童がサニーマートで実演販売した際の売上げの一部を、苗代とかいった形でもらっています。
吉良事務局長	固定資産税のことだけで言えば、借り上げ賃をもらっていれば、減免はできないと思います。減免の基本は、公的なものに無償で使う時、というのがあって、対価をもらっていればそれは単に貸しているだけという話になりますので。
氏原委員	春野地区の場合は、純然たるボランティアです。なので、必要な経費が仮に出た場合には、どこかから出してあげなさい、という感じの話です。今回の要望事項の文言でもニュアンス的には分かるのではないかと思いますので、このままでいいのではないのでしょうか。
横山委員	私から言えば、改善をする、というのは行政言葉であって、農業委員会から出して

		いくには、農業者の立場になったら、実費を負担してくれないかというのが自分達の考えです。食育のためにどこかに出してもらおう、というのは歪みがあるわけですよ。税金から持ってきたら歪みはないわけですよ。費用が発生した場合、市が出さなければ、誰かが負担しているわけですよ。これは、行政的に偏った支援の仕方だと思います。
門田会長	議 長	様々なご意見をいただきましたので、また運営委員会で協議をさせていただきます。
		はい。それでは運営委員会で協議させていただくということで、次に進めたいと思います。「3 学校給食における地場産品活用について」、何かご意見等ございませんでしょうか。
委 員	議 長	(意見、質問なし)
		ないようですので、次の項目に移りたいと思います。「4 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について」、何かご意見等ございませんか。
横山委員		(4)のイノシシの檻を竹とか間伐材を使ってやるということですが、竹とか間伐材の耐用年数は鉄の檻と比べたら短いと思うし、事故が発生した時にどこが責任を持つかという問題も発生しますので、安易にこういう問題を取り上げるべきではないと思います。本当のイノシシの檻でも、80 kg位のイノシシがぶつかったら鉄格子が曲がるわけです。それが果たして竹や間伐材で、2年、3年大丈夫などと安易に作らせて、事故が起こった場合のことを考えれば、鉄格子のイノシシの檻を充実してもらいたいということを要望したほうがいいのではないのでしょうか。竹でも、1年で耐用年数がかかる竹もあれば、間伐材も直径15 cmにするのか、5 cm、10 cmにするのか、と問題もあると思います。5 cmくらいの檻なら、そのままイノシシは破ると思いますよ。なので、安易に行政に進めるのではなく、今までやってきている鉄格子の檻の充実を要望していくほうが、狩猟者への危害防止にもなるし、耐用年数の点から見ても安上がりだと思います。
議 長		他にご意見はありませんか。
委 員		(意見、質問なし)
議 長		なければ、次の項目に移りたいと思います。「5 農業用水の確保・排水対策について」、何かご意見等ございませんか。
委 員		(意見、質問なし)
議 長		ないようですので、次の項目に移りたいと思います。「6 中山間地域の農業振興について」、何かご意見等ございませんか。
横山委員		(4)の直接支払制度の充実・強化に向け、協定締結面積の拡大等に取り組んでもらいたい、とのところですが、高知市の場合はある程度できているのではないのでしょうか。

直接支払制度の中に入っていない所は、高齢化によって協定へ入ることができない所だと思います。この、充実という言葉について、中山間地域等直接支払制度に入っていない未設置の地区があるというのであれば、これは言葉になるが、今まで推進をしてきた中で、高齢化によって協定から退いていっているところに対して、更に取り組みなさい、というのはちょっと無理があるかなと思います。

岩崎次長

昨年度まで担当課におりましたので、ご説明をしておきたいと思います。中山間地域の直払いにつきましては、ご存知のとおり、第3期から第4期に移行し、今後5年間継続して農地を守っていきましょう、という形に変わっております。第3期から第4期に移行する際にどのくらい減ったかという、農地面積でいうと全体の15%減っています。その理由というのは、先程横山委員がおっしゃったように、高齢化です。向こう5年をみたときに、高齢化でもうできない、協定に迷惑を掛ける、といったような事情から、やめる、或いは、自分が守っていけるだけの農地に縮小するというのが全体の状況です。ただ一方で、農振農用地に自分が耕作している農地が含まれていないものがあるのも事実です。例えば、重倉地区等、そういった地区ではあります。或いは、円行寺とかいったところでもありますので、そういったところの掘り起こしをしながら面積を増やしていくという取り組みをしているのも事実です。今後こういった取り組みも進めながら、一方で国の新たな制度もありますので、それに乗っかっていけるような仕組み作りを農林水産部がしていかなければならないというところもありますので、その辺の表現をどのようにするかというところになってくると思います。

議長

はい。他にご意見等ございませんでしょうか。なければ、次の項目に移りたいと思います。「7 竹林対策について」、何かご意見等ございませんか。

委員

(意見、質問なし)

議長

ないようですので、次の項目に移ります。「8 春野町仁ノ地区の農用地の排水及び『小松沼』排水対策について」、何かご意見等ございませんか。

委員

(意見、質問なし)

議長

ないようですので、次の項目に移ります。「9 土地改良事業等地元負担金の軽減について」、何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

大野会長職務代理者

土地改良事業となりますと、前回の回答では、土地改良区が行う事業についての回答が主であったように思います。しかし、土地改良事業には、土地改良区が行う事業だけではなく、地元が行う事業、或いは土木組合が行う事業とかもあります。そのような中で、雨森委員から、春野地区においては赤線、青線に対する事業を行う組織がない、ということで、赤線、青線については公共物であるから費用負担をさせるべき

ではない、ただでやりなさい、というご意見が出ています。吾南改良区はありますが、吾南改良区は赤線、青線に関する事業は行っていないということです。しかしながら、旧高知市の改良区では、赤線、青線を含んだ事業を行うということを定款の中に謳い込んでおります。ということで、これまで、赤線、青線の補修等を行ってきており、地元負担金が付いております。そのような中で、春野地区においても、農業振興地域の農用地においては、受益者負担というものがいるのではないかと。赤線、青線については、特に、田んぼに用水を引くためのものがありますので、受益者が決まっております。不特定多数の方ではございません。そういうことで、ただというわけにはいかないのではないかと、と私自身は考えております。この件につきましては、旧高知市と春野地区では考え方が違うようですので、耕地課とも調整をしながら、どのようにするのが一番いいのかを運営委員会で検討して、諮りながら、要望していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい。よろしいでしょうか。それでは、次に移ります。「10 農業委員会の体制の強化について」、何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

委員 (意見、質問なし)

議長 ないようですので、次の項目に移りたいと思います。国・県への要望事項に移りたいと思います。ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

委員 (意見、質問なし)

議長 ないようですので、以上で全ての項目が終わりました。続きまして、「建議に替わる『意見の提出』の名称について」です。建議に替わる「意見の提出」の名称について、何かございませんか。

門田会長 このあいだ、皆様をお願いしておりましたが、何かいい案はございませんでしょうか。

横山委員 確認ですが、建議に替わって意見書を提出しなさい、ということになったのではないですか。それならば、意見書でかまわないのではないのでしょうか。

吉良事務局長 それについては、農業委員会法の改正のところからになります。以前は市長建議というのが法で定められておりましたが、今年4月の法改正で建議という言葉が法の条文から消えました。国は、建議というのは法で決めなくてもできるのではないかと、ということらしいですが、その代わりに農業委員会の仕事として、農地利用の最適化というのが法定業務に謳われて、その中で、農地利用の最適化について具体的な提案がある時には関係部署に意見を提出しなければならない、とあります。その表題は、意見の提出となっております。ですから、これまではその条文にある「意見の提出」ということで話をしていたところ、どこかの会で、意見の提出というのでは弱い、との

横山委員	ご意見がありました。建議と比べると弱い感じがするので、市長に対して言う時に、もっとインパクトのある言葉が使われたものにしたいと。そういうご意見があつて、それなら、農業委員さんがこれぞという案があれば出していただきたいということでお伺いするものです。法の中には「意見の提出」と書かれているだけです。意見の提出というのではだめだということではないですが、弱いというご意見があつたので、それなら何がいいですか、ということで、お伺いをしているものです。
議 長	そこは、意見要望書というしかないのではないのでしょうか。市長から委嘱状をもらっている立場で命令をすることにはならず、要望ということにしかならないのではないのでしょうか。公選で委員になっていれば、農業者の代表として言えるわけですが、市長から委嘱状を貰った立場で、市長に対し、あれをしろ、これをしろ、とは言えないと思います。なので、要望書しかないと思います。
堀内係長	この件につきましては、このあいだ、アンケートも提出していただいておりますので、その意見も踏まえて、また運営委員会で検討いたします。 それでは、こちらで出た案を運営委員会にて検討し、原案と同様、次回の農地部会にて報告したいと思いますので、何かございましたら、9月9日金曜日までに事務局にご連絡をお願いいたします。続きまして、今後の意見の提出に向けてのスケジュールについて、事務局より説明願います。
議 長 委 員 議 長	お配りしております、意見の提出に向けてのスケジュールをご覧ください。9月15日の運営委員会におきまして、本日いただきましたご意見を元に要望項目の文案が作成されます。また、意見の提出の前文や趣旨説明についても作成され、当日の読み上げ等の役割についても協議されます。なお、先程部会長からもありましたが、この運営委員会で建議に替わる名称について協議いたしますので、名称の案やご意見がある方は9月9日金曜日までに事務局へお知らせください。 次に9月29日の農政部会及び10月5日の農地部会において、9月15日の運営委員会での決定事項を報告いたします。 次に10月初旬に開催の運営委員会において、当日の次第、進行手順等を確認します。そして、10月21日に城西館にて意見の提出を行います。以上です。 説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 (意見、質問なし) なければ、これで意見の提出について終わります。それでは、事務局より今後のスケジュールについての報告があります。よろしくお願いいたします。
事 務 局 報 告 岩崎次長	(平成28年度今後のスケジュール(案)について別紙に基づき説明)

横山委員	先程、臨時総会を21日までに開催するということでしたが、臨時総会が長時間に及ばないようであれば、日を分けて行うのではなく、意見の提出と同日で開催していたければと思います。
岩崎次長	いただきましたご意見を含めまして、運営委員会のほうで検討していただければと思いますので、お伝えさせていただきます。ありがとうございました。
次回農地部会 議長	次回の農地部会は10月5日（水）を予定しております。
閉 会 議長	以上で第716回農地部会を終了いたします。ありがとうございました。 （午後4時40分閉会）

○ 以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 28 年 10 月 5 日

議長

中山 忠明

議事録署名委員

田内 正博

議事録署名委員

官田 義久

議事録作成者

宮地 由桂